

## 令和2年度就学援助のお知らせ

福岡市教育委員会

## 就学援助の申請は毎年度必要です

5/7修正版  
(「4. 申請時期」の修正)

1月に入学準備金（入学前支給）を申請して認定を受けられた方は、再申請の必要はありません。

## 1. 就学援助の概要

市内の市立小・中学校に通学するお子さま、または、市内に居住し国・県立の小・中学校に通学するお子さまをもつ世帯のうち、経済的な理由により、学校での学習等に必要な費用の支払いに困りの世帯に対して「就学援助制度」を設けています。



## 2. 就学援助の対象となる世帯

生活保護を受けていないが、以下の要件のいずれかに該当する方

※保護者全員が同一要件に該当する必要があります

	要件	証明書類																														
①	令和2年1月1日以降に生活保護の廃止・停止を受けた方	生活保護 停止・廃止決定通知書																														
②	市・県民税が非課税であるか、又は減免の適用を受けている方	市・県民税 非課税証明書 又は 減免通知書																														
③	国民年金又は国民健康保険の保険料の全額減免を受けている方	国民年金保険料 免除申請承認通知書 又は 国民健康保険料 減免承認決定通知書等 (申請時に全額減免を受けていること)																														
④	職業安定所登録の日雇い労働者の方、又は生活福祉資金貸付制度の貸付を受けている方	日雇労働被保険者手帳 又は 生活福祉資金貸付決定通知書 等																														
⑤	ひとり親家庭などの児童扶養手当を受けている方	児童扶養手当 証書（申請時点で有効期限内の証書であること）																														
⑥	市民税所得割額と県民税所得割額の合算が、下表「16歳未満のお子さまの人数および基準額」に示す基準額以下である方	市・県民税を証明する書類（以下のア～ウのいずれか） ア)市・県民税 特別徴収税額の通知書 ⇒毎年6～7月頃に会社から渡されます イ)市・県民税 納税通知書（表紙及び課税明細書の部分） ⇒毎年7月中旬頃に区役所から送付されます ウ)市・県民税 課税証明書（福岡市以外での名称は「所得課税証明書」等） ⇒各区役所 課税課、福岡市税証明郵送請求センター等で発行しています																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">申請時期</th> <th rowspan="2">税証明の年度</th> <th colspan="6">16歳未満のお子さまの人数および基準額</th> </tr> <tr> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> <th>6人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年 6月30日まで</td> <td>平成31年度</td> <td>99,800 円</td> <td>135,300 円</td> <td>170,800 円</td> <td>208,800 円</td> <td>244,300 円</td> <td>279,800 円</td> </tr> <tr> <td>令和2年 7月1日以降</td> <td>令和2年度</td> <td>99,800</td> <td>135,300</td> <td>170,800</td> <td>208,800</td> <td>244,300</td> <td>279,800</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔16歳未満のお子さまの人数〕 ・平成31年度税証明で申請される場合…平成15年1月2日～平成31年1月1日までに生まれたお子さまの人数 ・令和2年度税証明で申請される場合…平成16年1月2日～令和2年1月1日までに生まれたお子さまの人数</p>	申請時期	税証明の年度	16歳未満のお子さまの人数および基準額						1人	2人	3人	4人	5人	6人	令和2年 6月30日まで	平成31年度	99,800 円	135,300 円	170,800 円	208,800 円	244,300 円	279,800 円	令和2年 7月1日以降	令和2年度	99,800	135,300	170,800	208,800	244,300	279,800	
申請時期	税証明の年度			16歳未満のお子さまの人数および基準額																												
		1人	2人	3人	4人	5人	6人																									
令和2年 6月30日まで	平成31年度	99,800 円	135,300 円	170,800 円	208,800 円	244,300 円	279,800 円																									
令和2年 7月1日以降	令和2年度	99,800	135,300	170,800	208,800	244,300	279,800																									
⑦	上記の①～⑥には該当しない（令和2年度の税額も基準を超えている）が、特別な事情により、令和2年中（1月～12月）の収入見込が、認定基準以下と認められる方	令和2年度市・県民税を証明する書類（令和2年7月以降取得可能）及び 収入が減少していることがわかる書類 等（詳細は教育委員会教育支援課へご確認ください）																														

※ 証明書類は、原則として保護者である**父母2名分**が必要です（ひとり親家庭等の場合を除く）  
お子さまを父母以外の方が扶養している場合、その方の証明書類も必要です

「よくある質問」への回答は下記のQRコードより確認できます。

※QRコードが読み取れない場合は  
下記のとおり検索してください。

「福岡市 就学援助」  
該当ページの最下部にある「就学援助  
よくある質問」をご参照ください。



### 3. 申請に必要なもの

- (1) 表面2に記載の証明書類
  - ※証明書類は申請世帯ごとに一部ずつご用意ください。お子さまの人数分をご用意いただく必要はありません。
- (2) 通帳もしくはキャッシュカード
- (3) 印鑑（シャチハタ不可）

### 4. 申請時期

申請時期	認定・支給
3/2(月)～6/30(火)	令和2年4月分から認定・支給
7/1(水)～8/31(月)	申請月分から認定・支給 (ただし、令和2年度の税の証明書で申請する場合のみ令和2年4月分から認定・支給)
9/1(火)～翌3/31(水)	申請月分から認定・支給

### 5. 申請場所

「お子さまが通われる学校の事務室」  
 または「教育委員会 教育支援課（福岡市中央区天神1丁目8-1 福岡市役所11階）」  
 ※小学校と中学校にお子さまがいる場合は、いずれか一方の学校で申請してください。  
 ※国・県立の小中学校に入学予定、もしくは国・県立の小中学校に既に通っているお子さまがいらっしゃる場合は、「教育委員会教育支援課」で申請してください。

### 6. 支給項目・支給方法

支給項目	小学校		中学校		内容
	対象学年	支給額	対象学年	支給額	
給食費	全学年		全学年		請求・口座からの引落はありません。
学用品費等 (年額)	1年生	13,230円	1年生	25,040円	各学期末の3回に分けて支給します。 (左記は、4月分から認定されている場合の金額です)
	2～6年生	15,500円	2,3年生	27,310円	
入学準備金	1年生	51,060円	1年	60,000円	4月分から認定されている世帯のみ対象です。
修学旅行費	6年生		2年生		参加後に、各学校からの報告を元に支給します。支給は3～5か月後になります。 ※参加時点で就学援助受給中でないと対象となります。 ※修学旅行費、校外活動費は支給上限額があります。
社会科見学費	5年生				
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	全学年		全学年		
卒業アルバム代等	6年生		3年生		購入後に各学校からの報告を元に支給します。支給は3学期末です。 ※購入時点で就学援助受給中でないと対象となります。 ※支給上限額があります。
体育実技用具費 (柔道着のみ)	—		全学年		
通学費	全学年		全学年		支給要件に該当する世帯のみ各学期終了後に支給します。 ※支給要件は各学校にご確認ください。
災害給付金	全学年		全学年		事実発生後に支給します。

### 7. 問い合わせ先

三宅小学校 事務室 (TEL: 092-541-6468)  
 または 教育委員会 教育支援課 (TEL: 092-711-4693)



### <参考> 市民税と県民税の所得割額の確認方法

表面の2-⑥の要件で、「市民税と県民税の所得割額」および「16歳未満のお子さまの人数」を確認する際は、下記を参考にしてください。  
 ※扶養人数が実際と異なる場合は、実際の扶養人数で基準額を確認してください。  
 平成31年度税証明書で申請する場合→平成31年1月1日時点の実際の扶養人数  
 令和2年度税証明書で申請する場合→令和2年1月1日時点の実際の扶養人数

#### 【特別徴収税額の通知書】

「市民税」及び「県民税」の「所得割額」の保護者等の合算額を確認してください

#### 【納税通知書】

「所得割額の合計」欄を確認してください

#### 【課税証明書】

「市民税」及び「県民税」の「所得割額」の保護者等の合算額を確認してください

16歳未満のお子さまの人数